

令和6年第14回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年12月25日(水) 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

船田 浩
佐藤 和美
高橋 隆紀
照井 睦子
小原 紀実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	澤藤 樹史
総務課長	石川 貴洋
学校教育課長	中村 隆一
文化財課長	佐藤 康浩
学校給食センター所長	伊藤 泰樹
中央図書館館長	菅野 勝文
博物館館長	渋谷 洋祐

(2) まちづくり部

まちづくり部長	鈴木 善一
生涯学習文化課長	児玉 康宏
スポーツ推進課長	小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長	高橋 晋
子育て支援課長	久保田 達夫

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件、協議2件が原案のとおり可決及び承認された。

議案第26号 北上市教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令について

協議第15号 北上市立学校条例の一部を改正する条例について

協議第16号 北上市いじめ対策専門委員会の委員の委嘱について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長 それでは、ただいまから令和6年第14回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長 次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第26号「北上市教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 ただいま上程になりました議案第26号北上市教育委員会公用車

運行管理規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

整備管理者が必要な公用車の点検及び整備等を全庁的に一括して管理することから、規程の一部を改正しようとするものであります。

なお、施行日は令和6年12月25日からとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第26号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長 公用車の整備士が全庁的に市長部局の担当部署が一体的に管理するものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

高橋隆紀委員 整備士は何名となりますか。また、公用車の台数は何台となりますか。

総務課長 整備士は3名となります。また、公用車の台数は10台以上となります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第26号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第15号「北上市立学校条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました協議第15号北上市立学校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、協議の理由を申し上げます。

園児数の減少により、幼稚園の教育目的を達成できないことから、北上市立更木幼稚園を廃止しようとするものであります。

なお、施行日は令和7年4月1日とするものであります。

よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第15号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

前回の定例会においても、子育て支援課長から説明させていただいておりますが、現在の入園者数が3名と減少していたことから、地域との協議を重ねた上で、今年度末で更木幼稚園を廃止することとしたものとなります。

今後の手続きとしましては、本日の定例会において承認いただいた後、令和7年1月23日に市議会臨時会議へ提案させていただき、同1月30日の臨時会議において、議決いただくことを予定しております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

高橋隆紀委員

今後も、このような園児数の減少があれば、廃止を検討するものでしょうか。

子育て支援課長

今後も同様に園児数が減少した際には、廃止を検討することになるかと思われませんが、明確な数値を整理しておらず、今後、北

上市こども計画において整理したいと考えております。

照井睦子委員 これまでの入園児に関し、更木地区以外に住所を有する園児もいらっしやったかと思われませんが、どのような状況でしょうか。

子育て支援課長 個別の案件について、全てを把握しているものではありませんが、更木地区外に住所を有する園児も同幼稚園に入園しており、園児の祖父母の方が更木地区に居住していらっしやる等の理由から更木幼稚園を選ばれた事例等もあります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、協議第15号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

ご異議なしと認めます。よって、協議第15号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、協議第16号「北上市いじめ対策専門委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長 ただいま上程になりました協議案件第16号北上市いじめ対策専門委員の委嘱について、協議の理由を申し上げます。

いじめの防止等の対策を推進するため、北上市いじめ対策専門委員会を設置しておりますが、令和6年12月31日をもって委員4名の任期が満了することを受けて、4名の委員を委嘱しようとするものであります。

任期は、2年とし、令和7年1月1日から令和8年12月31日までとするものであります。今回は、富士大学経済学部教授 佐々

木 修一 氏、セントラル法律事務所弁護士 沼 徳之 氏、盛岡大学短期大学部幼児教育科 准教授 小川 博敬 氏の3名を昨年に引き続き委嘱するとともに、岩手県教育委員会スクールカウンセラー 阿部 真之 氏を新たに委嘱いたします。

いずれも経験、識見ともに適任と確信するものであります。

以上、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第16号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

選任区分としては、法律、医療、心理、福祉、その他市長が必要と認める者の5領域から5名以内をもって組織することとなっております。今回、医療以外の4領域における4名の委員の任期が満了となることから、改めて、委嘱しようとするものであります。

なお、医療領域については、重大事態の発生の際に委嘱することとなっており、現在、調査終了までを任期として、齋藤 悦郎氏へ委嘱しております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第16号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第16号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時25分)

議録作成者 教育長 船 田 浩

令和6年12月25日